

自動車事故費用共済

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担と幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

もしものとき・・・お手頃な掛金でもうひとつの安心を！



車種別共済掛金(対物担保特約付)

車種	ナンバー	年払掛金(基本掛金+対物担保特約掛金)
1. 自家用乗用車	52～・500～・33～・300～	10,000円 (9,000円+1,000円)
2. 自家用軽乗用自動車	50・51・580～	5,500円 (4,500円+1,000円)
3. 自家用普通貨物自動車(2ト>超)	1・11・100～・22	17,500円(16,500円+1,000円)
4. 自家用普通貨物自動車(2ト以下)	1・11・100～	14,500円(13,500円+1,000円)
5. 自家用小型貨物自動車	44～・400～	10,000円 (9,000円+1,000円)
6. 自家用軽貨物自動車	40・41・480～	5,500円 (4,500円+1,000円)

車両1台につき1口が加入の限度です。

ダンパー・工作車両及び業務用車両は、ご加入できません。

この制度の特色

1. 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
2. お支払いは迅速です。必要な費用・・・香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
3. 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
4. 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
5. 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。

お申し込み手続きは簡単です。

ご加入の申込みは、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出下さい。
掛金と出資金(1口200円)を申込書にそえてご提出下さい。

補償開始はお申込みの翌月1日からです。

商工会では、加入手続きはもちろん、万一の自動車事故の場合も迅速に共済金のお支払いの手続きをさせていただきますので、まずは補償内容等お気軽にお問い合わせ下さい。